

調理師業務従事者届は

令和9年1月1日から1月15日

の間に届出をお願いします！

調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2により、2年ごとの年(偶数年)の12月31日現在の従事状況等を、翌年1月15日までに就業地の都道府県に届け出ることが義務付けられています。

届出が必要な方

○令和8年12月31日現在、神奈川県内の施設で調理業務に従事する調理師の方

給食施設	寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多人数に飲食物を提供している施設
営業施設	飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

※アルバイト、パートの方も含みます。

※調理師免許をお持ちでない調理員の方や調理業務に就いていない調理師の方は対象外です。

届出方法

○次のいずれかの方法により届け出てください。

① ホームページ（e-KANAGAWA 神奈川県電子申請システム）から提出

アドレス：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=133355

同一施設に勤務する複数の調理師の方についてまとめて届け出の場合はこちら↓

アドレス：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=133354

(1人用)



(複数人用)



② 郵送、メール、ファクシミリによる提出((一社)神奈川県調理師連合会への提出)

※届出受理業務は(一社)神奈川県調理師連合会が神奈川県から委託されて実施しています。

送付先：〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 88-1 つま正ビル 501

ファクシミリ送付先：(045) 534-3365 メール送付先：choren@kana-choren.or.jp

※別添の届出用紙をご利用いただくか、下記神奈川県ホームページからダウンロードができます。

アドレス：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e8z/cnt/f4501/p1207083.html>

【問合せ先】※神奈川県外にお勤めの方は、就業地の都道府県庁にお問い合わせください。

○ 一般社団法人 神奈川県調理師連合会

電話045(451)3115

受付時間：10時30分から17時00分まで(土日・祝祭日及び令和8年12月29日(火)から令和9年1月1日(金)までを除く、月～金曜日)

○ 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

電話045(210)4936

受付時間：8時30分から17時15分まで(土日・祝祭日及び令和8年12月29日(火)から令和9年1月1日(金)までを除く、月～金曜日)